

和 保 第 3 0 8 9 号

令和 7 年 6 月 2 日

和寒町議会総務経済常任委員会

委員長 窪 田 裕 二 様

和寒町長 奥 山 盛

ふくしのまちづくり構想に係る提言について

このたび、貴職から依頼のありました令和 7 年 4 月 28 日付「ふくしのまちづくり構想に係る提言」について、別紙のとおり回答します。

なお、指摘された課題については、施設の運営主体となっている社会福祉法人ゆうゆうと連携しながら慎重に検討していく必要があることから、今後、その結果を基に議会をはじめ町民の皆さまに情報を提供してまいります。

(保健福祉課 地域福祉推進室)

次ページ以降の回答から一部資料を省いています。

1 看取りについては、令和7年度から社会福祉法人ゆうゆうに指定管理の移行を受けて、新施設開始までの3年間を看取りに向けての研修期間とし、令和10年度から実施できるように進めること。また、地元で看取りを希望するサービス提供はできないか検討すること。

1 看取り（みとり）について

「看取り」とは、病気や加齢により余命がわずかになった終末期の方に対して延命治療を行わず、住み慣れた場所で日常的なケアを受け、ご家族や顔なじみの介護スタッフに見守られながら最期を迎えることを言います。

2 施設での看取りについて

施設での看取りは、入居者すべてが必ず施設で最期を迎えられるわけではありません。入居者ご本人やご家族が最期を迎える場所として施設を希望され、施設の嘱託医や主治医、看護介護スタッフが入居者の最期を受け入れられる体制をとれる場合に限られます。

病状の急変やご家族間の意思調整不足などで看取りの環境が整わないこともあります。

3 看取りの環境について（環境が整わない理由）

- (1) 病状の進行や今後の病状についての医学的な見通し予測が難しい。
- (2) 家族の意向や価値観が異なり、看取りに対する理解や受け入れ方にばらつきがある。
- (3) 入居者や家族との間に感情的な対立や誤解が生じることがある。
- (4) 看取りに関わる看護介護スタッフの精神的・肉体的な負担が大きい。
- (5) 看取りを行うための十分な人員や設備を整える必要がある。
- (6) 看取りに対する社会的な偏見や誤解が存在し、施設や医療従事者が不当に評価され、言われなき誹謗中傷を受けることがある。
- (7) 入居者本人や家族が死を受け入れるための精神的な準備が整っていない。

4 地元で看取りを希望する方への対応について

看取りという形で最期を迎えるためには、上記3の「看取りの環境」を整える必要があるほか、かかりつけ医の診断や指示、対応が可能であることに加え、最期までの看護体制が整えられること、さらにご自宅で看取りを希望される方に対しては、身の回りのお世話をご家族が対応できることなど、様々な条件を整える必要があります。

5 社会福祉法人ゆうゆうの看取りに対する考え方について

社会福祉法人ゆうゆうとしては、入居者ご本人のご意向を大切にすると共に、特に終末期に近い時期にある入居者にとって必要とされる医療とは何かを、医師・看護・介護と常

に問い、ご家族ともご相談しながら、その時の最善の対応を導き出すことの積み重ねが重要であると考えています。

このため、令和6年度、7年度の2年間、職員のスキルアップ業務として、身体的・精神的な苦痛を和らげ、生活の質を維持し向上させることができる終末期の医療とケアをはじめとした専門職による教育を実施しています。

6 町の対応について

町としては、施設で最期まで暮らし続けることができる体制を構築できるよう、医療や介護、福祉の連携を図るための必要な支援に努めていきます。

2 新施設は45床でショートステイは空き部屋活用としているが、町民には利用できるのか不安が多く、空き部屋利用を基本に空き部屋がないときは、行政が町内施設（かたくり荘など）を活用できるよう不安払拭に応える体制をとること。

1 ショートステイ（短期入所生活介護）について

ショートステイとは、在宅介護をしている介護者が体調を崩してしまったり、急な用事で家を空けなければならない場合に、一時的に介護を受けられなくなる高齢者が、数日から数週間ほど介護施設などに入所し、必要なケアを受けるためのサービスを言います。

2 芳生苑におけるショートステイの利用状況等について

現在、芳生苑においてショートステイを利用されている方は1日2人以下となっており、また、46名ほどの入所者のうち、体調を崩されるなどして入院されている方が常に2～3人ほどいらっしゃる状況です。

新たに整備を予定している施設は、全室が個室となっています。

新たな施設においてショートステイ専用の居室を設ける予定はありますが、入所者が入院されて空いている居室については、ショートステイの居室として活用する予定です。

また、新たな施設において居室が空いていない場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）が近隣の施設状況を確認しながら調整を行います。

3 「かたくり荘」の活用について

高齢者共同福祉住宅「かたくり荘」は、一人暮らしの高齢の方に自立した生活を送っていただくための施設で、現在、9部屋のうち6部屋が空いている状況です。

今後、この施設を有効に活用していくため、食事の提供や見守りのほか、介護サービスなどを在宅で受けることができるよう検討を進めております。

3 個室の利用料が高くなる心配の声が多く利用料やその要因を詳細に示すこと。なお、他施設の個室利用料金の比較表や個室（プライバシー、トイレ設置、感染対策や家族の出入り自由化など）でのメリットと機能（センサーなど）充実など明確に示すこと。

1 利用料について

特別養護老人ホームは入居後の月額費用のみであり、入居一時金などの初期費用は必要ありません。

利用者が負担する額は施設との契約により決まり、居室の種類や施設により異なります。

多床室で整備されている芳生苑と、個室で整備予定の新たな施設の利用負担の額は「表1」のようになります。

町民税が非課税で年金収入や預貯金が少ない方は介護保険の「特定入所者介護サービス費」として居住費と食費の負担額が軽減されます。

また、世帯内で同じ月に利用したサービスの利用者負担額が一定の上限を超えたときは「高額介護サービス費」として介護保険から払い戻されます。

さらに、社会福祉法人ゆうゆうにおいて「社会福祉法人等による介護サービス利用者負担軽減事業」についても検討されています。

2 個室のメリットについて

(1) 他の入居者と隔てられているため、プライバシーが守られ、自分の時間を大切にできます。

(2) 他の入居者の生活音が少なく、静かな環境で過ごすことができます。

(3) 他の入居者との接触が少なく、感染症のリスクを減らすことができます。

(4) 家族などが訪れた際に、周囲に気兼ねなく会話ができます。

(5) スタッフからの必要なサポートが、個別に受けやすい環境になります。

(6) 待機されている方の性別による割り振りがなくなります。

3 個室によるケアの充実について

居室に在室している際の入居者の生活リズムや行動パターンを常に把握しながら、安全とプライバシーに配慮した見守りについて、スタッフのケアの質向上に努めるとともに、必要な方には見守りセンサーなどの導入を検討しています。

表1) 芳生苑と新たな施設の利用負担比較表（月額：30日）

(円)

項目		芳生苑（多床室）			新特養（ユニット型個室）		
		要介護3	要介護4	要介護5	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費（基本額）	特養で受けられる支援に対して支払う料方で、自己負担となる費用はサービス費の1割となります。（ただし、一定以上の所得が者は、2割または3割負担）要介護度が高くなるほど、高額に設定されています。また、居室のタイプによっても異なります。	21,960	24,060	26,130	24,450	26,580	28,650
介護サービス費（加算額）	介護福祉士の配置割合や看護師の体制による加算、介護職員の処遇を改善するための加算など	3,856	4,093	4,327	4,604	4,845	5,079
居住費	各施設で設定する「家賃」に相当する費用（基本的に全額自己負担）	27,450 (基準額915円/日×30日)			61,980 (基準額2,066円/日×30日)		
食費	各施設で設定する1日3回の食材費や調理費用（基本的に全額自己負担）	43,350 (1,445円/日×30日)			43,350 (1,445円/日×30日)		
日常生活費	医療費、理美容、嗜好品など（自己負担）	実費			実費		
利用負担の額合計		96,616	98,953	101,257	134,384	136,755	139,059

【食費・居住費軽減後の負担額】

(円)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の状況	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3	要介護4	要介護5	
第1段階	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	34,816	37,153	39,457	64,454	66,825	69,129	
	高齢福祉年金受給者									
第2段階	非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額	80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	50,416	52,753	55,057	67,154	69,525	71,829
第3段階①			80万円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	58,216	60,553	62,857	89,654	92,025	94,329
第3段階②			120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	79,516	81,853	84,157	110,954	114,669	115,629

【高額介護サービス費】

区分		限度額（世帯）
生活保護受給者		(個人) 15,000
住民税 非課税世帯	所得+課税年金収入80万円以下	24,600
		(個人) 15,000
住民税 課税世帯	課税所得380万円未満	44,400
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000
	課税所得690万円以上	140,100

【高額介護サービス費適用後の実質負担額】

(円)

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の状況	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3	要介護4	要介護5	
第1段階	生活保護受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	24,000	24,000	24,000	50,400	50,400	50,400	
	高齢福祉年金受給者									
第2段階	非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額	80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	49,200	49,200	49,200	62,700	62,700	62,700
第3段階①			80万円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	57,000	57,000	57,000	85,200	85,200	85,200
第3段階②			120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	78,300	78,300	78,300	106,500	106,500	106,500

※この利用者負担額は芳生苑のサービスを基に試算していますので、報酬単価や施設の人員配置により、実際の負担額は変わります。

※日常生活費は毎月変動します。

※令和7年4月現在の介護報酬で試算しています。

4 今後建設費の高騰が予測され町民は幾ら上がっても建てるのか心配している。行政の考えとして建設費高騰した場合のシミュレーション（財源・支出のバランスシート、上乗せ可能額など）を作成し示すこと。なお、上記を踏まえ建設費高騰の煽りを最小限に抑えるため来年から建設着手の必要性を示すこと。

1 建設費について

施設整備については、令和8年度、9年度の2か年を予定し、建設費用は、約30億8千万円と想定しておりますが、実際に施設を整備する社会福祉法人ゆうゆうが国から受ける補助金約2億5千万円を除く、28億3千万円を町が支援することとしています。

町が支援する額のうち、19億2千万円は過疎対策事業債という国からの借金を予定しています。

過疎対策事業債は、12年間で返済することになりますが、毎年、返済する額の7割が地方交付税という形で国から町に交付されるため、実質的な町の負担は、返済額の3割で済むことになります。

このため、施設整備費用総額のうち51.6%が、補助金や地方交付税分の約15億9千万円になります。

過疎対策事業債以外の約9億1千万円は基金（町の貯金）のほか、他の起債（国からの借金）などで賄うことを予定しており、現段階では、町の様々な政策や事業に影響を与えることなく、健全財政を維持できると考えています。



2 人件費等の高騰について

昨今の状況から、人件費や資材費の高騰によって整備費用が膨らむことが懸念されており、今後、整備費用が増加する分は補助金以外で負担する必要があるため、町の負担が増えることとなります。

整備費用が増加した場合のシミュレーションについては、今後実施される入札や契約に影響を及ぼすため、詳細は示すことができないことをご理解ください。

町としては、このたびの施設整備に係る費用を負担しても、将来に向けた健全な財政運営をしっかりと念頭におきながら進めてまいります。

5 町費支出での民設民営に対して、どこまで建設費を出すのか、赤字運営費をどこまで見るのか、赤字になると新施設運営 8 年後以降撤退するのではないかと、町費支出でのチェック機能と行政指導の範囲など、町民の不振や不安を払しょくするよう明確化すること。

1 施設の運営に伴う支援について

ふくしのまちづくりに関するプロジェクトは、その実現に向けて町と町議会、町社会福祉協議会が社会福祉法人ゆうゆうに対して要請し、当該法人に受諾していただいたものです。

このため、新たな施設の本格的な運営が始まる令和 10 年度から 8 年間は、収支の均衡が図られず赤字となった場合に支援することとしました。

この支援については、社会福祉法人ゆうゆうから求められたものではなく、他の公的機関（北海道など）においても、施設を移管した場合の運営費補助は 8 年間としていることから、町としては、これを参考に要請した側の責任を果たすため決定したものです。

2 法人の施設運営に対する考え方について

社会福祉法人ゆうゆうは、現在の施設運営に係る事業収支を改善していくため、新たな施設では、施設介護サービスに加えて、在宅介護サービスや障がい者支援サービスを組み合わせ、支援期間の 8 年を待たずに黒字化する計画としています。

このことは、様々な経験や情報とネットワークを有する社会福祉法人ゆうゆうだからこそなし得ることであり、仮に、町が公設公営で介護施設を運営した場合、赤字運営を脱却することは極めて難しく、運営費に係る補填も多額になっていくことが予想されます。

今回整備される新たな施設については、社会福祉法人ゆうゆうの財産となることから、将来にわたって長く運営していただけるものと考えています。

3 支援内容のチェック体制について

町としては、毎年、法人から収支計画を提出していただき、議会にその内容を示しながら支援額を予算化し、各年度の終了時点における決算状況を確認しながら、最終的な支援額を決定する考えです。

施設の運営や事業の推進状況については、必要の都度、監査委員や議会のチェックを受けながら、町民の皆さんにも支援内容を周知していきます。

6 行政側の町民説明不足が今回の条例制定請求署名活動に繋がっているのも要因の一つと考えており、今後は行政側が自ら重要事項や経過などその都度住民説明を開催するなど、町民の不安払しょくに努めていただきたい。

町としては、このたびの町民有志による住民投票条例制定の直接請求活動について、町民の皆さんと町の未来を考える機会や、正確な情報を周知する機会が不足していたというご指摘を真摯に受け止め、今後は、一人でも多くの町民の皆さんに「ふくしのまちづくり」に対する理解を深めていただけるよう、社会福祉法人ゆうゆうと連携を図りながら、より丁寧な説明に努めてまいります。

7 その他

1) 芳生苑入所は、町内住居者の希望を優先すること。

町内に整備されるこの施設は、町民の皆さんが利用すべきものです。施設入所にあたって、サービスを必要とする町民の方々への配慮がされることは当然であると考えています。

2) 施設運営では、町内商工業者の物品等利用を求めること。

これまで同様、物品の調達や業務の委託などについて、町内の商工業者の方々と連携し、町内経済の活性化に寄与できるよう努めていただきます。

3) 基幹産業である農業の特色を活かした農福連携事業を推進すること。

農福連携事業は、障がいをお持ちの方の社会参加の促進や農業分野の人手不足解消など、農業と福祉が相互に支え合うことで、地域社会全体の発展に寄与する重要な取り組みです。

社会福祉法人ゆうゆうの、法人として培ってきた経験やネットワークを活かしていただき、本町の地域資源を活用しながら、農福連携事業が進んでいくことを期待しています。

町としても、地域や関係機関の協力をいただきながら、事業の推進に必要な支援に努めていきます。